

# 輝らりこの人

13

だいぼ ゆうごう  
大保 勇剛 さん  
(美国町)



「野球少年団が再結成されて5年目。ようやくチームとしての形になりつつあり、戦えるチームづくり出来てきたように感じています。今年は期待できると思いますよ。」と話す大保さん。 「野球がしたい！」町内の児童や父母からの熱い思いで再結成された積丹町野球少年団。大保さんは4月から後援会の会長としてチームの融和に力を注いでい

ます。 「技術的なことは監督、コーチが指導してくれる。自分たちは挨拶や礼儀作法について教えていきたいと思っています。人として大切なことを野球を通じて覚えることができる人間形成の場となれればと思います。自分なんて何もできないし会長なんて柄じゃないけど、まわりのみんなが支え協力してくれるから、

とても感謝しています。だから自分のできることは手間を惜しまず全力で協力していきたいと思っています。」と話してくれました。 年間に練習試合も含め約50試合と休日のほとんどが野球つくなり、当然町外へ遠征も多くなります。現在送迎には保護者らが車を出し合い送迎をしています。

「本当はみんな一緒になって行動できればいいけれど、さまざまな事情がある中では難しいことだとは思っています。今後も後援会が一体となつて、一生懸命練習している子どもたちのためにも頑張っていきたい。」と話してくれました。

「今年は神社祭典で少年団の神輿を出したいと考えています。子どもたちには地域チームとして野球ができることの喜び、指導してくれる監督や支えてくれる地域の皆さんに感謝の気持ちを忘れないでいてほしい。自分たちも楽しんでプレーしている子どもたちの笑顔を絶やすことのないよう全力でバックアップしていきますよ。」と話してくれました。

## マイナー 相・談・所



弁護士：宮原一東  
倶知安ひまわり基金法律相談所  
TEL 0136-21-6228  
Eメール  
kucchanlaw@ybb.ne.jp

### 話し合いで 解決したい場合は？

裁判所で民事上のトラブルを解決する代表的な方法として、訴訟と民事調停の2つの制度があります。

訴訟は、裁判官が、当事者双方の言い分を聞き、証拠を調べた上で、法律に照らしてどちらの言い分が正しいかを決める制度です（白黒はつきりさせる制度と言っても良いかもしれません）。これに対し、民事調停は、裁判官のほかに良識ある民間人2人以上が加わって組織された調停委員会が、必ずしも法律にしばられないで実情にあった解決をめざして当事者を説得し、その結果、当事者が合意することによりトラブルを解決しようとする制度です。

ですから、①相手方がこちらの言い分をわかってくれるなら、こちらも譲歩する用意がある。だからできれば話し合いで解決したいのだけれども、どうも当事者では話し合いがうまくいきそうもないし、かといって仲にはいつてくれる適当な人もいない。②相手方の言い分はよくわかっているのだけれど、そこを何とかしてもらいたい。③ご近所とのトラブルだし、争いごとが長引くのは嫌なので、できるだけ早く円満に解決したい。④それほど大きな問題でもないから、あまりお金をかけずに手軽に解決したい。そのような場合は、民事調停がお勧めです。

民事調停の申し立てをしたとお考えの方は、トラブルの相手方の住所地の簡易裁判所の調停係にお問い合わせ下さい。岩内の簡易裁判所の電話番号は、0135-62-0138です。最後に、民事調停は、お互いが譲り合い合意することによって成立するものですから、常に解決できるとは限らないことも念頭に置いて下さい。